

## 令和4年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

### 議事日程

令和4年6月7日（火曜日）午前9時10分開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 町長の施政方針
- 日程第6 報告第1号 令和3年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第3号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 第33号議案 幸田町副町長の選任について
- 日程第9 第34号議案 幸田町コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第35号議案 幸田町税条例等の一部改正について  
第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について  
第37号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について  
第38号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第39号議案 工事の請負契約について（非常用発電機更新工事）  
第40号議案 工事の請負契約について（（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事）  
第41号議案 工事の請負契約について（南部地域包括支援センター建設工事）  
第42号議案 財産の取得について（資機材搬送車）  
第43号議案 財産の取得について（教員用パソコン）  
第44号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 常任委員会委員の選任
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 田 境 毅 君      2番 石 原 昇 君      3番 都 築 幸 夫 君

4番 鈴木久夫君      5番 伊澤伸一君      6番 黒木 一 君  
7番 廣野房男君      8番 丸山千代子君      9番 稲吉照夫君  
10番 杉浦あきら君      11番 都築一三君      12番 水野千代子君  
13番 笹野康男君      14番 岩本知帆君      15番 藤江 徹 君  
16番 足立初雄君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

副 町 長 大竹広行君 企画部長 成瀬千恵子君  
参事（開発担当） 上原智史君 総務部長 志賀光浩君  
参事（税務担当） 山本智弘君 住民こども部長 牧野宏幸君  
健康福祉部長 林 保克君 参事（感染症対策担当） 金澤一徳君  
環境経済部長 鳥居栄一君 事業調整監兼建設部長 羽根渕闘志君  
上下水道部長 石川正樹君 消 防 長 小山哲夫君  
教 育 部 長 吉本智明君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大須賀龍二

---

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、2年以上が経過しました。昨年末からオミクロン株の拡大により第6波が到来し、いまだ収束したとは言えない状況であります。しかしながら、これまでの2年間の経験を生かしながら、的確な感染対策をスピード感を持って行っていくことが重要であると感じております。今後も議会、町民一丸となって蔓延防止のために、できることを素早くやっていく必要があると思います。皆さんの御協力をお願いいたします。

さて、6月に入り、高温多湿となるこの時期、コロナだけではなく熱中症などにも十分注意され、それぞれに健康を損なわないよう気をつけてまいりたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件3件、承認案件2件、人事案件1件、単行議案10件、補正予算1件、合わせて17件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社により、議場内のテレビカメラによる撮影の申出

がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のテレビカメラ撮影を許可することに決定しました。

ここで、去る5月15日の再選挙により、幸田町議会議員となられた岩本知帆君から挨拶をいただきます。

岩本君、壇上をお願いします。

14番、岩本君。

[14番 岩本知帆君 登壇]

○14番(岩本知帆君) 一言御挨拶申し上げます。

さきの再選挙にて当選させていただきました、大草区に住んでいます岩本知帆でございます。

右も左も分からない新人議員ですので、いろいろと御迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますが、一生懸命、勉強してまいります。御指導よろしく申し上げます。

[14番 岩本知帆君 降壇]

○議長(足立初雄君) ありがとうございました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

あじさいの花の鮮やかさが雨粒に入る季節となってまいりました。

本日、ここに令和4年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

私の就任に当たっての御挨拶につきましては、後ほど、所信表明の中で述べさせていただきますと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案3件、承認議案2件、人事案件1件、単行議案10件、補正予算1件、合わせて17件でございます。

なお、本日、即決にてお願いをさせていただきます、幸田町副町長の選任の人事案件がございます。後ほど、提案理由とその概要につきましては説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、5名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意をもって対応いたします。よろしくお願いいたします。

ここで御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

全国的に、新規感染者数は落ち着いてきているところです。

愛知県におきましては、政府の新型コロナウイルス対策の基本的対処方針の改定に合わせ、マスク着用の留意点の追加と感染防止対策のさらなる緩和が行われています。しかしながら、新規感染者は日々発生するなど、感染者のリスクは依然として続いており、今後も社会経済活動とのバランスを取りながら、県独自の厳重警戒で感染防止対策の徹底が呼びかけられています。

本町におきましては、5月の新規感染者は249人であり、2月の第6波ピーク時の884人からは大きく減少しております。今後の対策といたしましては、これまでどおり基本的な感染防止対策の徹底とワクチン接種の促進と考えております。

ワクチンの4回目の追加接種につきましては、公共施設型接種では7月からの接種を予定しております。重症化予防の観点から、接種を希望する全ての方が安心して接種を受けていただけるよう、接種体制を確保してまいります。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

町長の所信表明を追加資料として配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

併せて、5月17日に発生いたしました、明治用水頭首工の大規模漏水に係る資料を、また定例でお示しさせていただいております令和4年度国県等公共事業採択（見込み）状況につきまして、令和4年5月6日現在における情報をお手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、令和4年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時10分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、議席の指定を行います。  
岩本知帆君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、14番に指定いたします。

---

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 都築一三君、12番水野千代子君の御両名を指名いたします。

---

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期定例会の会期は、本日6月7日から6月24日までの18日間といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日6月7日から6月24日までの18日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり  
ですから、御了承願います。

---

日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、諸報告を行います。  
例月出納検査3件、定期監査2件であります。これはお手元に配付のとおりですから、  
御了承願います。  
以上をもって、諸報告を終わります。

---

日程第5

○議長（足立初雄君） 日程第5、町長の所信表明を行います。  
町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和4年第2回幸田町議会定例会（令和4年6月7日）  
所信表明

本日、ここに町長就任後初めての議会定例会にあたり、御挨拶を申し上げるとともに、  
所信を申し述べ、施政の方針を明らかにし、議員の皆様方を始め、町民の皆様方の御理解  
と御協力を賜りたいと存じます。

先の町長選挙におきましては、多くの町民の皆様方の温かい御支援をいただき、再選を

させていただきました。身に余る光栄であり、深く感謝いたすとともに、心から厚く御礼を申し上げます。

私は、今回の町長選挙において、「共にいたわり」「共に創る」「24時間まるごと守る 次世代につなぐため」といたしまして、幸田町の将来の展望が開ける輝かしいまちをつくるため「備える」ということを重要なテーマとして、次の6つの備えに取り組み、続く12の施策を提唱させていただきました。

- ①災害への備え
- ②少子化への備え
- ③高齢化への備え
- ④人口減少への備え
- ⑤ニューノーマル～新しい生き方、新しい働き方～への備え
- ⑥生活安定への備え

人々の多様性を受容し、新たなことに柔軟に対応し、挑戦できること、働き方・生き方・価値観の多様化に対応し、認め合い、支え合える、一人一人の個性が発揮される社会を目指します。

具体的施策を申し上げます。

1つ目は、「防災・減災・安全安心基盤づくり」であります。

本町はこれまでに豪雨災害や台風により大きな被害を受けてきました。最近では、風水害による被害が増加する傾向にあり、水害に備え、総合的・効果的な治水対策の取組を実施します。また、上下水道事業における管路の強靱化・耐震化・布設替を促進します。

地震など災害時の避難に備えては、要援護者救護ネットワークのシステム化により減災対策を推進し、避難所となる施設の空調整備を進めます。また、災害時相互応援協定締結市町との連携を強化し、有事の際には円滑に対応できるよう交流を進めます。

町内の国道・県道・町道等、生活道路の早期整備促進を図るとともに、通学路の整備等、交通安全対策を推進します。

防犯については、特殊詐欺対策装置購入補助、防犯カメラの設置促進により更なる治安の維持に努めます。

地域における消防・防災機能に重要な役割を果たしている消防団につきましては、第一分団第一部の詰所移転を検討します。

2つ目は、「都市基盤整備づくり」であります。

町内にあるJR東海道本線の幸田駅、三ヶ根駅、相見駅、そして文化交流拠点であるハピネス・ヒル・幸田を加えた「3駅プラス1」として、コンパクトでまとまりのあるまちづくりを推進しています。三ヶ根駅舎エレベーター設置等、JR3駅の利便性を確保していきます。

また、モビリティサービスを始めとし、移動の利便性が確保される町全体の公共交通ネットワークの充実を図ります。

人口5万人を目指し、荻谷地区区画整理事業による宅地整備を推進します。

安心して住み続けることができるよう住宅リフォーム補助を実施します。また、空き

家対策として、リノベーション補助・解体補助を新設します。

3つ目は、「子育て支援」であります。

安心して子どもを産み育てることができるための支援として、妊産婦タクシー料金の助成を充実させます。

地域子育て推進事業とともに、幼児教育・保育の総合的な推進を図ります。

仕事と子育てを両立することができるよう保育所や認定こども園等の保育の場を確保するとともに、園児の給食費主食代の無償化を実施します。また、学童期における放課後児童クラブの整備を充実させます。

子どもの貧困対策の推進を図り、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援、居場所の提供とともに、子ども食堂への支援、学習支援ボランティア養成を行います。

4つ目は、「医療・健康・福祉・介護の体制整備」であります。

本町の医療の充実を図るため、藤田医科大学岡崎医療センター等との相互連携強化をしてまいります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築は重要であり、地域で支え合える認知症予防等の拡充をし、福祉介護体制の充実を図ります。

带状疱疹予防接種費用等の一部助成及び重度障害者入所施設を整備し、高齢者及び障害者の医療・福祉・介護の充実を進めます。

5つ目は、「教育環境の充実」であります。

深溝小学校・豊坂小学校の増築、内部改造等学校施設の整備、そして避難所としての機能も併せ持つ体育館の空調整備を順次進めます。

少人数学級の拡充を進めるとともに、外国語教育の推進を図ります。

スクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、児童生徒を取り巻く生活環境に目を向け、ヤングケアラーへの適切な支援を行います。

6つ目は、「新型コロナウイルス感染症予防対策・経済回復の両立化」であります。

新型コロナワクチンの早期接種体制の強化及び医療機関との連携強化とともに、PCR検査体制の確保を進めます。

新型コロナウイルス感染症対策基金を活用するなどし、プレミアム付きうまいもんチケット等の発行及び各種緊急経済対策を促進します。

災害時における避難所等においてウィズコロナに即した、まん延防止の環境整備を行います。

7つ目は、「産業振興・働き方改革」であります。

コロナ禍によりテレワークや在宅勤務といった新しい働き方の可能性が広がりました。就労時間に時間的制約のある人が、働きたいときに安心して働ける環境として、ITスキルを習得することにより家庭と仕事が両立できる支援をし、地域の成長に繋がります。

新たな農業の担い手となる人材を育成し、耕作放棄地対策に繋がっていきます。また、新規就農者への支援をするとともに、地元農産物の需要拡大と知名度向上への取組強化を進めます。

土地改良事業により農業生産基盤を計画的に整備していきます。

大山池、矢尻池を始めとする、ため池の保全対策事業に取り組みます。

8つ目は、「新産業の立地支援」であります。

幅広い業務を担えるドローンの産業活用をします。さらにサービスロボットの実証実験を通して社会実装を目指します。

農業分野の担い手不足と福祉分野が求める新たな就労先を連携させることで地域の活性化に繋がります。

A I・ビッグデータ等の先端技術を活用し新たな産業を支援します。長嶺地区工業団地立地に向け造成を行います。

9つ目は、「商工・ロケツーリズム・観光事業の推進」であります。

道の駅に宿泊滞在型拠点施設を、町内にビジネスホテル等の宿泊施設を誘致します。

空き家を活用した創業支援と中小企業への新規事業支援を行います。

タウンプロモーションの一環として、ロケ誘致を継続しロケツーリズム事業を推進します。同時に、幸田町魅力発信事業・シティセールス事業を実施することで、長期滞在や繰り返し来訪していただけるよう広域観光にも力を入れていきます。

10個目は、「多様性社会の構築・居場所づくり」であります。健康で楽しく暮らせるよう、生きがいづくり・文化・スポーツ事業の充実を図り、新郷土博物館・新武道館・新体育館構想の計画づくりを進めます。

女性の活躍推進においては、現状把握と課題分析を行い、働き続けられる職場であるよう、定着を高めるための改善施策の実施に繋がります。

外国籍住民に対応するための多文化共生社会に向けた取組を推進し、居場所・活動拠点の場の整備のための計画づくりを進めます。

11個目は、「環境保護と持続可能な開発」であります。

坂崎・大草・荻・市場・六栗地区等の森林空間を活用した森林サービス産業として、森林セラピーの拠点づくりを推進します。

エコプラザの新設を進め、粗大ごみ集積場の借地解消を目指します。

住み続けられるまちづくり「SDGs 未来都市」を目指し、V2H、PHV、EVといった新エネルギーシステム設置導入補助や、カーボンニュートラルの推進に向けた取組を展開します。

清幸園衛生処理場の将来検討を進めます。

12個目は、「DX推進・財政健全化・人材育成」であります。

行政手続のオンライン化を推進し、デジタル推進型行政改革大綱の策定を行うとともに、DX推進を確実に実現するために、デジタルに精通する人材の育成支援を行います。

教育・医療・健康・福祉・公共交通分野等において、デジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現を目指します。

ふるさと納税制度をいかした地場産品による町おこしで、地域活性化を図ります。

財政健全化のために、起債の適正管理、借地の解消、そして大型事業を見据えた各種基金への計画的な積立てを行っていきます。また、指定金融機関の検証を進めます。

以上、これらの取組を実現するため、国や県はもとより隣接する市とも連携を密にしながら、持続可能な町政運営を着実に進めてまいります。



「千里の道も一歩より起る」という「老子」の言葉があります。これまでの4年間で培った前進、「前向きな精神」で、多くの人々と出会い、交流し、体験と知識を施策遂行の推進力として、ひとつずつ、一歩ずつ積み上げてまいりたいと思います。

幸田町は、愛すべき素晴らしい町です。令和6年度には幸田町町村合併70周年、そして令和7年度には第6次幸田町総合計画の総仕上げを迎えることとなります。皆様と共に、『みんなでつくる元気な幸田』を実現するために、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位を始め、町民の皆様にご理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

幸田町長 成瀬 淳

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（足立初雄君） 町長の所信表明は終わりました。

日程第6

○議長（足立初雄君） 日程第6、報告第1号 令和3年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての3件を一括して報告を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） 報告第1号 令和3年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案書の1ページをお開きください。

この件につきましては、令和3年度におきまして、繰越明許費の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をいたします。

繰越明許事業は、議案書2ページの計算書のとおり、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業を初め12事業であります。

また、議案関係資料は、1ページから5ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

15款総務費におきましては、初めに、10項総務管理費につきましては、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業の繰越額を、議決額と同額の2億3,120万円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、20項戸籍住民基本台帳費につきましては、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業の繰越額を、議決額と同額の456万5,000円とし、その財源を、国庫支出金として繰り越したものであります。

20款民生費におきましては、初めに、10項社会福祉費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の繰越額を、議決額と同額の1億65万1,000円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したも

のであります。

また、同じく10項社会福祉費につきましては、長嶺北部地区開発基本設計及び測量事業の繰越額を、議決額と同額の2,409万4,000円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、15項児童福祉費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）の繰越額を、議決額と同額の300万円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したものであります。

35款農林水産業費におきましては、10項農業費につきましては、情報収集等業務効率化支援事業の繰越額を、議決額と同額の68万2,000円とし、その財源を県支出金として繰り越したものであります。

45款土木費におきましては、6事業いずれも、15項道路橋梁費であります。

初めに、長嶺北部地区開発基本設計及び測量事業の繰越額を、議決額と同額の843万5,000円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、三ヶ根水路詳細設計事業の繰越額を、議決額と同額の650万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、町道芦谷1号線道路改良事業の繰越額を、議決額と同額の4,844万4,000円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、町道野場横落線道路改良事業の繰越額を、議決額と同額の900万円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、町道芦谷深溝1号線舗装改良事業の繰越額を、議決額と同額の5,000万円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

最後に、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）の繰越額を、議決額と同額の1,300万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

続きまして、報告第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案書の3ページをお開きください。

議案関係資料は、6ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

この件につきましても、令和3年度におきまして繰越明許費の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をいたします。

繰越明許事業は、議案書4ページの計算書のとおり、町道芦谷1号線用地先行取得事業でありまして、議決額と同額の2,000万円を繰り越し、その財源につきましては、土地開発基金繰入金を、既収入特定財源として繰り越したものであります。

続きまして、報告第3号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

議案関係資料は、7ページでありますので、併せて御覧ください。

この件につきましても、令和3年度におきまして、繰越明許費の議決をいただいております。

り、その繰越額について繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をいたします。

繰越明許事業は、議案書6ページの計算書のとおり、幸田駅前換地処分事業でありまして、議決額と同額の750万円を繰り越し、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

以上、報告をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 報告は終わりました。

これをもって、報告第1号、報告第2号、報告第3号を終わります。



日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、承認第1号及び第2号の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）であります。

議案関係資料は、8ページから11ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

専決処分の承認を求めることにつきまして、幸田町税条例の一部改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専決処分の内容といたしましては、先般、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税の関係では、土地に係る負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準の上昇幅を、評価額の5%から2.5%に引き下げる措置を講ずるものであります。

また、家屋の関係では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の省エネ基準の適合義務化が行われることを踏まえて、よりカーボンニュートラルに貢献できる税制措置となるよう、熱損失防止改修、いわゆる省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の見直しを行った上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長することとしたものであります。

この改正につきましては、切れ目なく4月1日から適用させることが適当と考え、議

会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をさせていただきましたので、よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案書 11 ページをお開きください。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）であります。

議案関係資料は、12 ページ及び 13 ページでありますので、併せて御覧ください。

専決処分の承認を求めることにつきましては、幸田町都市計画税条例の一部改正につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専決処分の内容といたしましては、先般、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準の上昇幅を、評価額の 5% から 2.5% に引き下げる措置を講ずるものであります。

この改正につきましては、切れ目なく 4 月 1 日から適用させることが適当と考え、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をさせていただきましたので、よろしく御承認を賜りますようお願いをいたします。

以上であります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、承認第 1 号の質疑を打ち切ります。

次に、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、承認第 2 号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(幸田町税条例の一部を改正する条例)を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

これをもって、承認第1号、承認第2号を終わります。

---

## 日程第8

○議長(足立初雄君) 日程第8、第33号議案 幸田町副町長の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定を準用して、副町長の退席を求めます。

[副町長 大竹広行君 退場]

○議長(足立初雄君) 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 議案書の15ページをお開きください。

第33号議案 幸田町副町長の選任についてであります。

議案関係資料は、14ページ及び15ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、現幸田町副町長が、令和4年6月10日をもって任期満了となることに伴い、選任する必要があるからであります。

任期は、令和4年6月11日から4年間であります。

議案書16ページを御覧いただきたいと思っております。

幸田町大字深溝字時近前にお住まいの現副町長であります大竹広行氏、66歳を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大竹氏につきましては、昭和54年に幸田町に奉職し、21年余りの総務部門における行政経験と、それに加え平成30年6月議会において選任の同意をいただいた以降、今日まで私と共に、副町長として調整を推進してきた実績から適任者であると考えております。

以上、人事案件につきましては、提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第33号議案の質疑を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 町長におかれましては、去る5月15日の町長選挙において、88%という高得票率を得まして当選されましたこと誠におめでとうございます。

1期目の活動の評価と2期目への期待の表れかと思っております。しかし、今回、議員の再選挙も同時に行われたのですが、投票率が42.68%と低かったことは、町政に対して関心が低いことで、今後の町政の在り方についてしっかりと考えなければと思う次第であります。町長は、この投票率の低さについてどのように受け止められたのか、まずお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 投票率につきましては、取材も受けております。前回、私が無投票当選であったということで、今回の2期目については有投票になったということであり、議員様の補欠議員再選挙とともに、町長選挙も同時に行われたということでもあります。投票率の低さというものは、幸田町でもこのような低さはなかったかな、町長選挙においてはとっておりますけれども、関心があるかないかというところはちょっと私からは分析できませんけれども、投票所に足を運ぶ方々の意思というものが、その数字に出たということでもあります。じゃあ、投票所に行かなかった人がどういう意思であったかということは、私にとっては計りかねぬものでありますけれども、しっかりとこの数字を受け止めまして、次の施政に当たってまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 私も、この低さについては一議員としてしっかりと受け止めて、これから町民の方々にどういう形で町政をお伝えせないかんかなということを、改めてしっかりと考えないかなということを感じております。

そこで、今回の副町長選任の件ですが、現副町長の大竹氏を再起用し、2期目も同じコンビで町政に当たるということですので、副町長の業務、役目は何なのか、基本的なことですが改めてお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 副町長については、私の町長としてのいろいろな諸事業、主要推進事業の役目を内部の職員等を総括しながら進めていく立場にあると思っております。また、私等の不在のような場合の職務代行、そして、大きな企画政策的な推進の一つの立案者として、しっかりと業務を担っていくというものであります。今回も2期目ということで、1期目と同じ大竹氏をお願いしていくという議案になっております。やはり、私にとっても、2期目については継続的に1期目の諸事業がまだまだ推進できなかった点もあるし、時代の流れの中で新しい事業も取り組んでいかななくてはならない。それぞれ臨機応変にその場その場を的確、そして、かつケース・バイ・ケースの様々な対応等々におきまして、やはり副町長の支え、提案、補助的なアドバイス等々が自分にとっては必要であります。そういった意味で、1期目の当時からしっかりとそつなく仕事、業務を、職員を様々な形で引導しながら支えてきてくれたと私には思っておりますので、今、私としては、この2期目に当たり副町長を再任させていただくことで、自分のより強力な推進力の施策を進めるために支えてくださるナンバー2として、しっかりと受け止めていただけるよう今回議案として提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 町長とのパイプ役、あるいは庁舎内のまとめ役ということで大ざっぱに言えばそういうことかなと思うわけではありますが、これが1期目の最後、昨年12月の議会、それで今年の3月議会において、3人の議員が、町職員の精神的疾患の発症あるいは人事管理面において行き届かぬところがあったのではないかという指摘がされております。こういう指摘に対しては、今後、見直さなければならぬと私は感じるわけですが、この辺については十分お話をされたかどうか確認をいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 職員の管理につきましては、お話にありましたように現実的な数字といたしまして、かなり新規採用職員そして若手の職員等々におきまして、勤務についてはお休みをされたり、いろいろな治療をされているということで休業等をされている方が多い数字として、私は認めざるを得ません。そういった中で人事部局といたしましても、しっかりと一人一人の調子が悪くなった理由等々は職場のことかもしれません、家庭のことかもしれません、自らの体調管理の点かもしれません。そういった視点については、私どもの産業医の方々のアドバイスを受けつつ、それぞれの方々が治療を行っていたり、またいろいろなアドバイスを承るような部門を紹介もしつつ本人とも面談を

しながら、適切な人材配置というものを考えていかざるを得ないなと思っております。しかしながら、すぐ入ってその部局が合わなかったということのみでその人の能力等を判断するにはまだ早いなと思っておりますので、やっぱり、いろいろな休業期間中におきましても連絡を取りながら、次のステップとしてしっかりと、町の職員と採用させていただいた以上、その人が力量を発揮できるような体制づくりをしっかりと人事部門のほうで見極めながら、今後の皆様方に御理解いただけるような人事管理体制を敷いていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ありがとうございます。しっかりと検討していただいているというふうに感じました。

そこで、私の思うことは、縁があつて役場職員になられた方々は、やはり大切な財産だと思えます。働きながら育てる気持ち、業務においても助け合う、フォローし合う気持ちで全職員が意識し合うことによって、業務等、人間等も高めていけるというふうには私は考えております。こういったことを、今、町長が言われたことも重複しますが、やはり副町長にもその辺のところをしっかりと指示をお願いしたいと思えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 職員の人事管理についても、新しい職員採用につきましても、氷河期世代の方々も、ダイバーシティのような方々でいろいろな方々が幸田町を募集いただいて、様々な世代の人材が幸田町の職員として集まってきているところがございます。やはり、多様な世代、多様化する社会なので、一人一人の人が転職する、これは全然構わないと思っておりますし、それは若いうちに早く判断して転職をしていく、これは新しい時代の流れだと思っておりますし、新しい働き方、新しい生き方を模索する上で、幸田町の職員として、やはり採用した以上はしっかりと勤務していただくように努めていくべきでありますけれども、その一人一人の能力を見極めた上でしっかりと幸田町の行政職員として成り立っていくような能力が確認できたならば、しっかりと副町長以下、人事当局と一人一人の職員の適切な能力を判断しまして、今後の主要な幸田町の将来の発展のために活躍いただく人材であるので、しっかりと見守りながら、しっかりと適切なアドバイスをしながら育て上げていきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 人事面については力強い決意をいただいたと感じました。

そこで、もう一つ、片方は事業関係ですね。これについて確認をと思えますけれども、町長は大竹氏と再コンビを組むということですが、お互いに知り尽くした仲であるというふうに思っております。安心できる反面、危険もあります。過去4年を顧みますとブレーキがきいていないと思われるような事業もあるわけで、やはり、町長は国へ県へ全国へと毎日日々走り回り、得た情報を町政に、町民のために生かしてこられました。この活動には大変頭が下がる思いで感謝申し上げます。反面、ブレーキが必要ではないかというふうに思うところもあります。走りっぱなしでは危険です、ブレーキが必要であります。副町長にはブレーキがけをしっかりと果たしていただき、よいコンビで2期目



も頑張っていたくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 所信表明の中にありましたように、私は前向きに進めていきたい仕事がたくさんあるという中で、口だけでなくしっかりと施策も示すということでありま  
す。もちろんその施策の中には、様々な形で賛否両論起こるのが政策の中で当然であり  
ます。そういった中で、議会の中にその提案をしていく中で議論が生まれる。そこで、  
最終的な決断が下される。その流れでいいんじゃないかなと私は思っております。

副町長がブレーキをかけていないんじゃないかとか、そういうお話もありましたけど、  
実際にはそういうところはございませんでして、私と副町長とはもともと育ってきた部  
局が重なりません。法規、福祉関係等々であります。私はどちらかという、企画・産  
業振興部門で育てていただきました。そういった意味で、補填をしていただく部門につ  
いては大変な力、能力をお持ちになっておられるので、私にない能力の部分はそういっ  
た視点から支えていただく。当然その視点からいけば、自分が進めようとしている施策  
に対して、ああがいい、こうがいいと言うのが、今の議員のお話にあった一つのブレー  
キなんだろうなと思っております。そういったことが全然かかっているとか、そういう  
ことではなくて、やっぱり、しっかり議論しながら、議会に提案しながら、賛否両論の  
意見をたくさん頂きながら、間違っていたり失敗していたりというような御意見であれ  
ば、それは修正をしてまた新しい形に切り替えていく、そういったことをしていつて何  
とか前向き、前向き、前向き、とにかく後ろ向きに進めない、こういった姿勢は貫きた  
いと思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時58分

---

再開 午前10時08分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 副町長につきましては、内部事務を統括し、そして、町長の補佐  
役として町政に携わるというものでありますけれども、町長におかれましても、大須賀  
町政時代に2期、途中ではございましたけれども、2期務められてきた経過がある中で、  
今回、大竹氏につきましては4年間の中でどうだったかということは十分分かれるわ  
けでございますが、しかしながら、私たちがこの4年間を経験して思うことは、やはり  
今の中におきましては、先ほど稲吉議員が言われました人事管理の案件の部分につきま  
してもそうでありますし、また財政の問題につきましても、非常に高額な費用を要する  
長嶺の北部医療構想、これにつきましても大きな負担が伴うという中で副町長の役割  
としてはどうだったのかと懸念するわけでもありますけれども、その辺につきましては、  
御自身も副町長を務められてきた経過から見て、その役割につきましてどのように思わ  
れていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 副町長時代も、大須賀町長のときに経験をさせていただきました。

私も副町長時代には、やはり、大須賀町長のこの部分はやってくれと、この部分はあなたならできらうという部分について、私も得手不得手がもちろんあります。そういった意味で的確に大須賀町長のときは、私のやれる事業については任せていくので、それだけは何とか手がけてくれというようなことで、自分は副町長の任期があったのかなと思っておりますけれども、やはり、亡くなられたときがちょうど予算編成が終わった後だったので、しっかりと継続的に事業を進めていくということについては大変なプレッシャーを感じておりました。しかし、そういった意味で、大須賀町政が行おうとしていた最後の年の事業も、私なりに副町長から町長になってしっかりと受け止められたというふうに感じております。例えば、ごみ袋の低廉化だとか、それから手話言語条例だとか、それから児童館の1つの建設、そして、また共同通信ですかね、消防の、そういった事業もしっかりと受け止められたかなと思っております。

今回、副町長のまた2期目というような形でお願いしていくわけでありまして。やはり、財政は不安定であるし、ふるさと納税というものと財源としての企業誘致の継続、また基金の活用、また借地の解消、そして、税におきましてもしっかりと滞納等々、収益のほうの確保という税財源の確保というような様々な手法が必要であります。そういった中で、その時ごとに政権が変われば、そのように国県のメニューが変わってくると。しかしながら、そういったメニューをやっぱり受け止めていかななくては、幸田町の事業推進上、一般財源だけではできないようなことが多くなりました。そういったのを、やはり、国の施策の流れというのは従っていくといいますか、それなりに応えていくための重要な施策があると思っております。カーボンニュートラルでもSDGsでもそうです、デジタル化でもそうです。町として国の方針が出たものを受け止めていきながら、そのメニューを使いながら、しっかりと新しい生活様式に切り替えていくというような流れをこれからも進めなくてはなりません。もちろんそういった財源等々につきまして、また事業の推進についても、どの事業から今進めていくべきかという議論は、常に議会の皆様方が住民の声をお聞きになった上で判断をされて結論が出ていくという経過があるわけでありまして、少なくとも私の段階ではまず提案者として、こういった事業が今一番進めていくためには必要ではないでしょうかというような形で、副町長のほうからは効率的な解釈、そして、またスタッフが、組織が縦割り、横割り、様々な形でどう動くかというところをやっぱり副町長なりの判断をいただく中で、これは進められらうと、これはちょっと事業としてはやっておくべきだらうけれども、内部的にちょっとそういった組織が作れんじやないかと、そういうことはこれからも多々あると思っております。そういった意味で、副町長がしっかりとそういったアドバイスをいただきながら、私なりに、私はどちらかというところアクセルを踏んでいくほうでありますので、ブレーキというのはアクセルを踏まない限り機能しないわけでありましてけれども、やはり、そういった意味でしっかりとアクセルなりブレーキというところをうまく機能として備えながら、事業を皆さん方の御意見をしっかりと受け止める中で提案をさせていただくという方針を継続していくということは間違いありませんので、また事業推進

に当たりましてもよろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 大竹氏につきましては、私も、長年、町職員とまた議員としての関わりの中でお付き合いをしてまいりました。人間性につきましても、私なりに把握はしているというふうに思いますし、また実際に相談をしたときに、現場を見ながらしっかりとその辺の対応をしていただいたということもあるということなので信頼もしているわけでありまして。そうした点におきまして、最初に、4年前に申しましたことは、やはり、お友達の関係であるということ、しっかりとブレーキ役が果たせるかどうかと。きちんと町長に対しての意見とか、そういうものを言える立場であるのかどうかということも聞いてまいりましたけれども、しっかりとやっていくというような答弁でございました。しかしながら、この4年間を見ておきますと、財政状況が大須賀町政のときに比べますとふるさと納税が好調ということで、財政状況も今は好調であり、そうした中におきまして事業があれこれたくさん展開をされております。こうした中で、このふるさと納税に頼るという財政状況の中では、やはり、一つ考えていかなければならない問題もあるわけでございます。そういうときに、先ほど町長が申されましたように、国の事業メニューに従っていろいろと一般財源以外で取り組んでいきたいというふうに言われたわけでありまして、しかしながら国の財源、これは裏もあるわけでございます。それにはやはり一般会計も伴うわけでございます。そうしたときにおきまして、きちんと対応していただける、そうした補佐的な役割がやっぱり副町長だというふうに思うんですね。そのときに本当に、町長は前向きに進めていくというふうにおっしゃいますけれども、きちんと歯止めがかけられる部分もあるのかどうかというのが、この4年間を見ておましてちょっと疑問がありました。そういう中で、また、先ほどの稲吉議員が言われたように、職員の適材適所、そうしたところにおきましても十分なこの相談体制、適切な対応、こういうこともやはり副町長の役割もあるのではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。そのときに一つあったのが、先ほど町長は職員を育てていくというふうに言われましたけれども、逆に職員を育てるところか転職というようなことを言われたこともあるようなこともお聞きをするわけでありまして。ですので、やはり、その辺のところももう少し、せつかく幸田町の職員となったからには幸田町の職場できちんと最後まで勤められる、そういうような人事管理体制をお願いしたいというふうに思うわけでありまして、その辺のところも今後きちんと対応していただけるかどうか、その点についてもお聞きしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） お話がありましたように、人事管理体制につきましては副町長を中心としながら、また人事部門等としっかりと管理していきたいと思っております。

先ほど転職の話もさせていただきましたけれども、幸田町を採用していただく方々には、転職して幸田町を受けていただく方が本当に多くなりました。それはやっぱり生き方として自分の将来を考えたときに、どこの職域がふさわしいかということ、私どもの昔の時代と比べて、本当に見極めることを早く転換させていくというようなことでもあります。そういった意味で、違う職場からお見えになった方々もしっかりやっておられ

ます。適材適所ということはとても難しいことだと思いますけれども、そうは言ってもさっき議員が言われましたように、間違いなく幸田町に就職していただいた以上は幸田町のよさを知っていただいて、やっぱり奉仕といいますか、貢献していただくような職員として最後までいていただきたい、これは第一義的に思うところであります。しかしながら、今、どうしても折れていく理由の中にも、公務的なショックというものが合わないという方もないことはないと思っております。できる限りその人に寄り添いながら、何とか工夫を凝らしながら、復職していただくということを第一義に考えながら、やっぱりそれぞれの方々の人生なので、そこを見極めた上で違う形を選択される場合は、頑張ってもらって羽ばたいてくださいねということはいくらも多々あるんじゃないかなと思っております。

私にとっても、先ほど来、前向き前向き前向きということでありましたけれども、4年の任期の中で間違いなく後半の2年はコロナでありました。誰もが思えないような未曾有の体験値であります。そういったときに経済回復が連動する中で、そこでどういうお金を使わなくてはならないかということさえ本当に分かりませんでした。でも、町民の皆様が間違いなく危機なり、経済状況がとてつもない苦しい方々が多い職種の中で見られている以上、町としても責任ある行政として大きな投資をしていく必要が、自分の1期目の任期の後半の2年間はあったんじゃないかなと思っております。そういうときにこそお金を使わなかったら、やはり、いろいろな資金を積み立てた意義がないんじゃないかなと思っております。もちろん適正な管理をして、必要な事業は基金に積み立てていく、これは大原則であります。これからはどんな大きな事故、どんな大きな自然災害が起こるか分かりません。そういったときにしっかり積み立てていきながら、かつ、そこに起きたときはしっかりと町で培ってきた財源を使って何とか復興、そして、またそれぞれの方々の生活支援に役立てていただくというようなことが、本当にこれからは絶対になんとも言えないと思っております。言うまでもなく、経済は安定させたい、財政も計画的な施行をしていきたいなど思っているところでございます。そういったところで、どこでどう使うかについては、やはり、議員の皆様方と共に相談しながら結論を出していくということにならうと思っております。まだまだこれから自分の任期の4年は、間違いなく前半はコロナの収束に向けた取組であろうし、また合併の事業で70周年が始まるし、総合計画の総仕上げの年でも4年間の中であるということで、やっていくべき事業の道筋というものは順序立てていけるような形で、しっかりとそれが適正かどうかについてもまた議会の議論を得ながら、また副町長等々にしっかりとコンプライアンスだとか、いろいろな様々な多くの職員の人たちの私に対するいろいろな視点からしっかりと御意見を頂きながら、調整をする機能としての副町長というものをしっかりと私なりに支えますけれども、副町長におきましてそういった視点で今後の、もし選任されるならば、2期目をしっかりと全うしていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いろいろ言われましたけれども、しかしながら、副町長の役割をきちんと全うしていただきたいというふうに思うのが、誰しもが願っていることであります。幸田町の財政運営あるいは職員の働く環境、こうした状況をきちんと見極めてい

ただきながら、そして、きちんと町長に対してもものが言える、そうした場づくりも町長には築いていただきたいなというふうに思うわけであります。お友達感覚だけではやっていけないというような状況でございますので、その辺のところをきちんとやっていただけることをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第33号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第33号議案 幸田町副町長の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、副町長の入室を求めます。

〔副町長 大竹広行君 入室し、自席へ〕

○議長（足立初雄君） ここで、選任同意されました副町長から御挨拶をいただきます。

副町長。

〔副町長 大竹広行君 登壇〕

○副町長（大竹広行君） 議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副町長の選任につきまして皆様の御同意を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

選任同意を賜り、副町長の職責の重さを痛感している次第でございます。これからの4年間、今までの4年間の経験をもとに、成瀬町長の補佐役として掲げられた公約実現に向けて、また職員と一緒に町民の皆様のために一生懸命努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御支援をいただくことをお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。簡単ではございますが、選任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔副町長 大竹広行君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ありがとうございました。

---

日程第9

○議長（足立初雄君） 日程第9、第34号議案から第44号議案までの11件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第34号議案から第43号議案までの10件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

第34号議案 幸田町コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、16ページ及び17ページでございますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田コミュニティホームを設置することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、新たに設置するコミュニティホーム等の名称及び位置を定めるものであります。

昨年度、都市計画道路芦谷高力線用地の先行取得と共に取得した旧甲田薬局の建物を、町にて改修の上、幸田区のコミュニティホームとして設置するものであります。

施設の名称は、幸田コミュニティホームとし、所在地は幸田町大字菱池字錦田55番地1であります。

施行期日につきましては、令和4年8月1日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きいただきたいと思います。

第35号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、18ページから31ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要としましては、納税証明書関係におきましては、DV被害者等の保護を目的として改正された不動産登記法の規定により、登記記録にあるDV被害者等の住所に代えて、省令で定める住所に代わる事項を記載する措置が講じられている場合の、同様の措置を講じた納税証明書の交付手数料について定めるものであります。

続いて、町民税関係におきましては、まず1つ目として、上場株式等の配当等や譲渡所得に対する課税方式につきまして、これまで所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択可能であったものを、確定申告書に記載した課税方式を個人住民税でも適用することとし、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとしたものであります。

町民税関係の2つ目は、賦課課税に必要な情報を確実に把握するための措置として、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載義務のある16歳未満の扶養親族に加え、退職手当等を有する配偶者等の氏名を扶養親族等申告書に記載することとしたものであります。

町民税関係の3つ目は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、控除の適用期限を令和20年度まで、対象となる居住年を令和7年度までにそれぞれ延長するものであります。

また、固定資産税におきましては、償却資産の下水道除外施設の特例率につきまして、4分の3から5分の4に変更する措置を講ずるものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。町民税関係の扶養親族等申告書に関する改正と住宅借入金等特別税額控除に関する改正につきましては令和5年1月1日、上場株式等の配当等や譲渡所得に対する課税方式に関する改正につきましては令和6年1月1日、納税証明書の交付手数料に関する改正につきましては令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きいただきたいと思います。

第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、32ページ及び33ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。

第37号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、34ページから36ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、基礎課税額の課税限度額「63万円」を「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額「19万円」を「20万円」に改めるものであ

ります。

この改正により、課税限度額の合計は、介護納付金課税額を含め、99万円から102万円となるものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書29ページをお開きください。

第38号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、37ページ及び38ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、高力集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるからであります。

集落排水事業における高力地区の公共下水道への接続によるもので、改正の概要につきましては、別表第1に規定します高力集落家庭排水処理施設を削るものであります。

施行期日につきましては、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において、規則で定める日であります。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

第39号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、39ページから42ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、非常用発電機更新工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書32ページを御覧ください。

工事名は、非常用発電機更新工事で、工事場所は、幸田町大字菱池字元林地内、工事の概要は、非常用発電機工事一式、電気工事一式、油配管工事一式、建築工事一式であります。

契約金額は、5,249万2,000円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月20日に実施し、契約の相手方は、安城市井杭山町一本木5-10、碧海電気株式会社、代表取締役 深堀佐和良であります。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

第40号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、43ページから46ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、(仮称)幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書34ページを御覧ください。



工事名は、（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事で、工事場所は、幸田町大字逆川字大坪地内、工事の概要は、鉄筋コンクリート造平屋建、延べ床面積286.75平方メートル、外構工事一式であります。

契約金額は、1億1,819万5,000円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月20日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字岩堀83-2、竹内建設株式会社、代表取締役 竹内俊之であります。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

第41号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、47ページから52ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、南部地域包括支援センター建設工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書36ページを御覧いただきたいと思っております。

工事名は、南部地域包括支援センター建設工事で、工事場所は、幸田町大字深溝字額田地内。

工事の概要は、鉄骨造2階建、延べ床面積254.83平方メートル、外構工事一式であります。

契約金額は9,449万円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月20日に実施し、契約の相手方は、岡崎市明大寺町字出口14、杉林建設株式会社、代表取締役 杉本知治であります。

続きまして、議案書37ページをお開きください。

第42号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、53ページから59ページでありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、資機材搬送車の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書38ページを御覧いただきたいと思っております。

物品の概要は、資機材搬送車一式であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は1,848万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月19日に実施し、契約の相手方は、豊橋市西羽田町5番地山佐産工株式会社、代表取締役 柘植 学であります。

続きまして、議案書39ページを御覧ください。

第43号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、60ページから63ページであります。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、教員用パソコンの取得に伴い、必要があるからであります。

す。

議案書40ページを御覧ください。

物品の概要は、教員用パソコン147台であります。

納入場所は幸田町地内で、契約金額は2,175万8,000円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月19日に実施し、契約の相手方は、豊橋市内張町5番地の2、有限会社東京理科器、取締役 生崎 浩であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思っております。

第44号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、64ページから67ページでありまして、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものにつきましては、米印で表示しておりますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ7,511万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ193億2,488万4,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧ください。

55款国庫支出金、15項国庫補助金につきましては、初めに、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金の新規計上であります。これは、政府において示されましたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、昨年度から取り組んでおります、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円の現金給付）につきまして、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図るとされましたことを受けまして、これを推進する子育て世帯等臨時特別支援事業に取り組む上での財源として計上するものであります。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金の新規計上であります。こちらも同様に、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり5万円）をプッシュ型で給付するとされましたことを受けまして、これを推進する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に取り組む上での財源として計上するものであります。

次に、保育士等処遇改善臨時特例交付金の新規計上であります。これは、昨年度、閣議決定のありましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施するとされましたことを受けまして、これを推進する保育士等処遇改善臨時特例補助金の交付に取り組む上での財源として計上するものであります。

最後に、学校保健特別対策事業補助金の新規計上であります。これは、児童生徒の安全安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するために町が行います、感染症対策を講ずる取組及び児童生徒の学びの保証をするための取組に対し、対象経費の2分の1を限度として交付されるものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

15款総務費につきましては、国の令和3年度補正予算による地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の交付を受けて実施することとなりました幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業の予算化に伴いまして、令和4年度当初予算において二重計上の状態となっていました逆川集会施設整備事業に係る事業費を減額するものであります。

20款民生費につきましては、10項社会福祉費におきまして、初めに、子育て世帯等臨時特別支援事業としまして、歳入において説明をさせていただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円の現金給付）のプッシュ型給付に要する各経費を新規計上するものであります。

主な内容としましては、確認書や案内チラシ等の作成に要する印刷製本費、郵送料や振込手数料などの役務費、システム改修に要する委託料、そして臨時特別給付金であります。

また、令和3年度における事業費の精算に伴いまして、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金過年度分返還金を新規計上するものであります。

次に、15項児童福祉費、10目児童福祉総務費、児童福祉総務一般事業及び15目児童措置費、児童手当等支給事業におきまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業としまして、歳入において説明をさせていただきました、ひとり親世帯以外の住民税が非課税となる世帯に対する対象児童1人当たり5万円の現金給付に要する各経費を新規計上するものであります。主な内容としましては、給付事務に従事する職員の時間外勤務手当、事務用品の消耗品費、郵送料や振込手数料などの役務費、システム改修に要する委託料、そして特別給付金であります。

なお、人件費の補正につきましては、14ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、併せて御覧ください。

最後に、令和3年度における事業費の精算に伴いまして、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金過年度分返還金を新規計上するものであります。

次に、認定こども園等支援事業におきまして、保育士等处遇改善臨時特例補助金を新規計上するものであります。これは、歳入において説明をさせていただきました、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策によりまして、保育士等の収入引上げに取り組むものとして、町内で対象となっている全7施設に対し、賃金改善を行うために必要な費用を補助するものであります。

12ページをお開きください。

55款教育費につきましては、歳入において説明をさせていただきました、学校保健

特別対策事業費補助金の交付を受けて実施します、学校等における感染症対策等支援事業に要する経費としまして、15項小学校費におきまして、6小学校分の需用費及び備品購入費を、20項中学校費におきましては、3中学校分の需用費及び備品購入費を、それぞれ新規計上するものであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

令和4年度第2回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案の10件、補正予算1件につきまして、提案の理由を説明させていただいたものであります。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

---

日程第10

○議長（足立初雄君） 日程第10、常任委員会委員の選任を議題といたします。

岩本知帆君を委員会条例第7条第2項の規定により、福祉産業建設委員会委員に指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、岩本知帆君を福祉産業建設委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月9日（木曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前11時ちよつきりから第1委員会室で開催いたしますので、委員は御出席をお願いいたします。

以上であります。

本日は、御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和4年6月7日

議 長

議 員

議 員